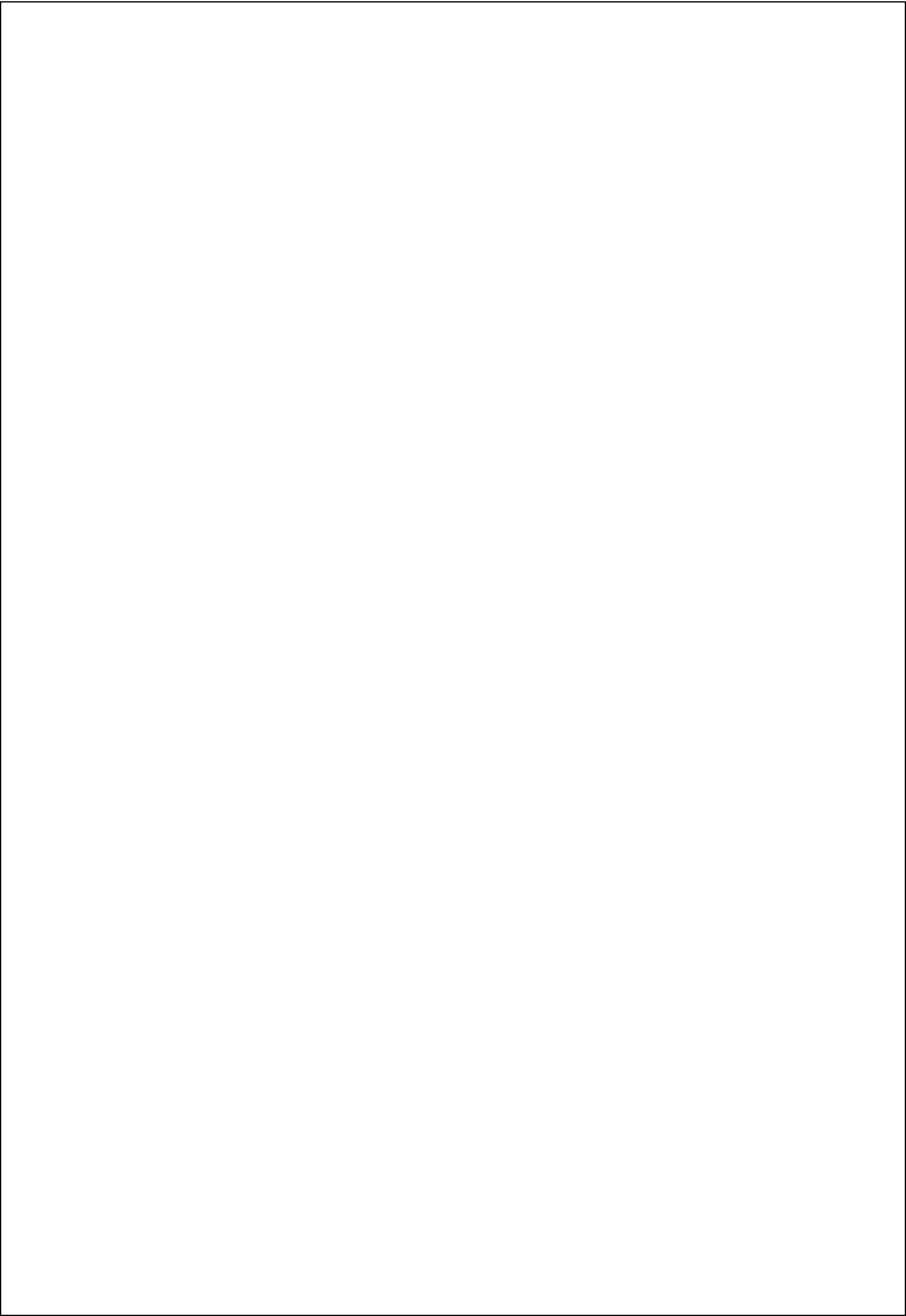


下関市住民自治による まちづくり推進計画



下関市



目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 . . . 1
- 2 計画の位置づけ . . . 1
- 3 計画の期間 . . . 1

第2章 基本方針

- 1 基本理念 . . . 2
- 2 住民自治によるまちづくりの必要性 . . . 2
- 3 市民参加の促進 . . . 3

第3章 住民自治によるまちづくりの仕組み

- 1 まちづくり協議会の地区設定 . . . 4
- 2 まちづくり協議会の組織 . . . 5
- 3 まちづくり協議会の役割等 . . . 5
- 4 まちづくり協議会設立までの流れ . . . 7
- 5 まちづくり活動のための自主財源確保 . . . 8

第4章 計画の推進内容

- 1 まちづくり協議会設立の促進 . . . 9
 - (1) まちづくり協議会の必要性
 - (2) まちづくり協議会の設立・運営
- 2 まちづくり協議会への支援体制整備 . . . 10
 - (1) 地域サポート職員制度
 - (2) 活動拠点
 - (3) 財政支援
 - (4) 人材育成
 - (5) 情報共有・情報発信

第5章 計画の進行管理

- 1 計画推進の体制 . . . 14
- 2 計画の進行状況の把握・確認 . . . 14
- 3 施策・取組の評価 . . . 14

資料

1 アンケート調査の概要	・・・15
2 これまでの取組	・・・18
3 下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例	・・・21
4 下関市住民自治によるまちづくり懇談会設置要綱	・・・23
5 下関市住民自治によるまちづくり懇談会委員名簿	・・・24
6 下関市住民自治によるまちづくり懇談会開催状況	・・・25
7 まちづくり集会の開催状況	・・・28
8 パブリックコメントの実施結果	・・・34

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、平成25年8月に「下関市における地域内分権の推進方向」を策定しました。その中に掲げる「住民自治によるまちづくり」を推進するため、基本方針や具体的な施策、地区で取り組む基本的な仕組み等を示し、その必要性について理解するとともに、実行につなげていくための「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」（以下「計画」という。）を策定するものです。

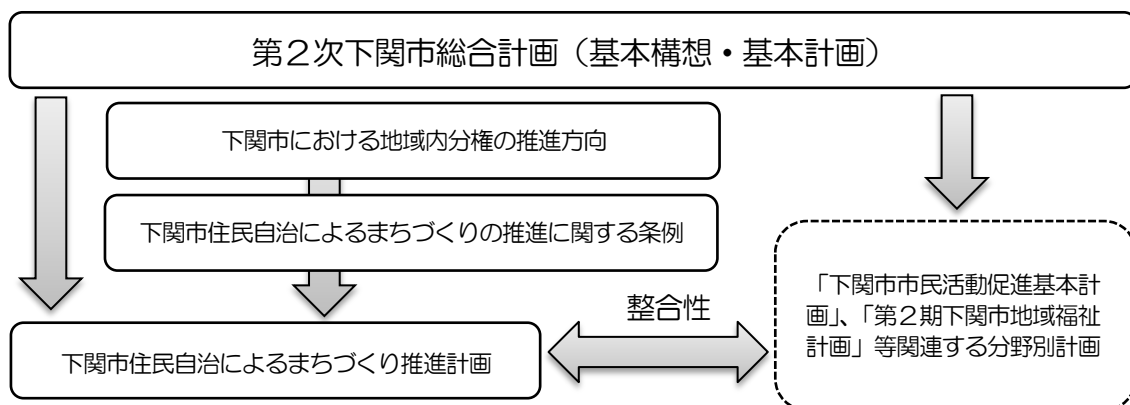
2 計画の位置づけ

計画は、上位計画である第2次下関市総合計画（基本構想・基本計画）に基づいた分野別計画として、地区の力を活かした本市の「住民自治によるまちづくり」を総合的に推進するための計画です。

また、計画の各施策については、「下関市における地域内分権の推進方向」の考えを踏まえて制定された「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」を根拠として取り組んでいきます。

なお、住民自治によるまちづくりを推進するにあたって、関連する分野別計画である「下関市市民活動促進基本計画」、「第2期下関市地域福祉計画」等との整合性を図っていきます。

【計画の位置づけ（イメージ）】



3 計画の期間

第2次下関市総合計画の前期（平成27年度～平成31年度）にあわせ、計画の期間は、平成27年度～平成31年度とします。なお、取組の進ちょく状況等を踏まえ、期間内においても、必要に応じて見直しを行います。

第2章 基本方針

1 基本理念

地域のまちづくりを担うのは人であり、人と人、人と自然、人と歴史のつながりを大切にしつつ、新たなまちを共に作りあげていくことを基本理念に、多様性に富んだ下関市の個性を活かし、安全で安心な社会、持続可能な社会を実現します。

そのため、情報の共有化や市政への市民の参加促進を図ることで、市民と地域と行政が互いの役割と立場を尊重した参加と協働によるまちづくりを目指します。

市民の役割

- ① 地域を良く知り、人と人のつながりを大切にします。
- ② 地域に生活する一人として、地域のまちづくりに参加します。
- ③ 互いの自由と人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努めます。

地域の役割

- ① 地域の個性と特徴を活かし、住民自治によるまちづくりを推進します。
- ② 多様な主体が参加し、地域総意のまちづくりを推進します。
- ③ 市全体のまちづくりにつなげるため、行政との連携を図ります。

行政の役割

- ① 多様な方法によって、市民に分かりやすく市政情報を提供します。
- ② 職員も市民の一人であることを自覚し、まちづくりに参加します。
- ③ 市民や地域の意見を尊重し、個性を活かしたまちづくりを支援します。

2 住民自治によるまちづくりの必要性

本格的な地方分権の時代を迎える中、これからの地方自治体には、自己決定と自己責任の考えのもと、魅力あるまちづくりへの取組が求められています。

本市は、地理的・歴史的な関係から文化・経済・生活などの各方面で深い結びつきを持つ1市4町が平成17年2月に合併し、都市部や農村・漁村部、歴史や自然など多様な地域特性を併せ持つ、人口約29万人、面積約716km²の中核市となりました。

しかし、長引く景気低迷等による厳しい財政状況の中で、少子高齢化や人口の減少、経済のグローバル化など社会経済情勢の変化にも対応していかなければなりません。

本市の平成22年国勢調査における総人口に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は28.7%と、全国の中核市の中で最も高く、今後とも、高齢化の進行による社会保障関係経費の増加が見込まれています。

行政サービスの面から見ると、市民の価値観やライフスタイルの変化によって、市民ニーズも多様化・複雑化が進み、画一的な行政サービスだけでは、市民ニーズにきめ細

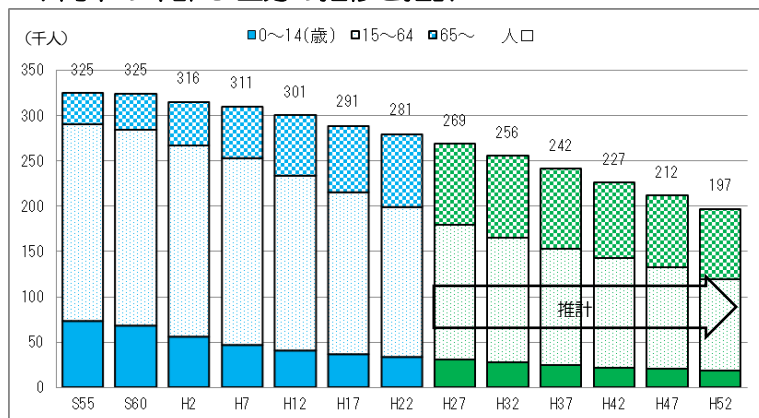
かに対応することが困難な状況となっています。

そこで、本市では、国が定めたルールに従うこれまでの「行政管理体」から、限られた財源の中で、自ら考え実行する「行政経営体」への移行を目指し、行政改革を行いながら、自治体の規模だけではなく、地域特性を活かした施策に取り組むとともに、財源確保や財政の健全化を図っているところです。

しかしながら、魅力ある「元気な下関」を実現していくには、行政のみならず、市民、市民活動団体、企業など多様な主体も加わり、課題を発見し解決する、又は地区と行政が連携し地域力を創造することができる仕組みが必要となっています。

そのため、市民と市が、まちづくりのパートナーとなり、補完性の原理に基づく役割分担を行いながら、まちづくりの担い手を育てるとともに、社会環境の変化にも柔軟に対応できる「住民自治によるまちづくり」の仕組みを構築する必要があります。

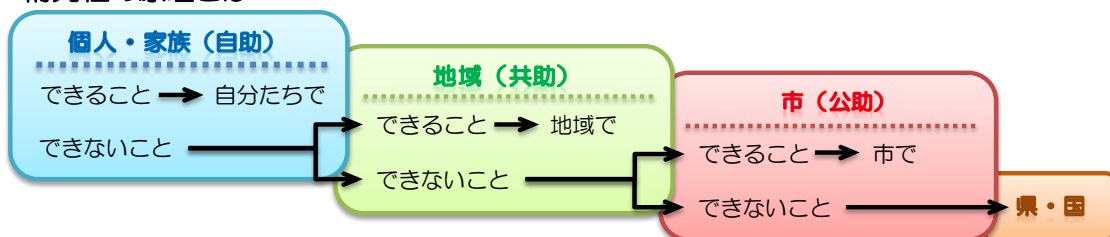
下関市の年齢3区分の推移と推計



平成 22 年までは実績値
平成 27 年以降は推計値

(資料)
総務省：「国勢調査」
国立社会保障・人口問題研究所：「男女・年齢(5 歳)階級別データ『日本の地域別将来推計人口』(平成 25 年 3 月推計)」

補完性の原理とは



補完性の原理：「政策決定は、それにより影響を受ける市民、コミュニティにより近いレベルで行われるべきだという原則」であり、「問題はより身近なところで解決されなければならない」とする考え方。

3 市民参加の促進

住民自治によるまちづくりは、地区と行政が共にその必要性や仕組みを正しく理解し、互いに協働しながら進めていく必要があります。

これまで、市民参加型の「まちづくり集会」や、「まちづくりセミナー」を開催し、市民参加の促進に努めてきましたが、今後も、広報紙や各種集会での説明等、あらゆる機会をとらえて理解を深めていきます。

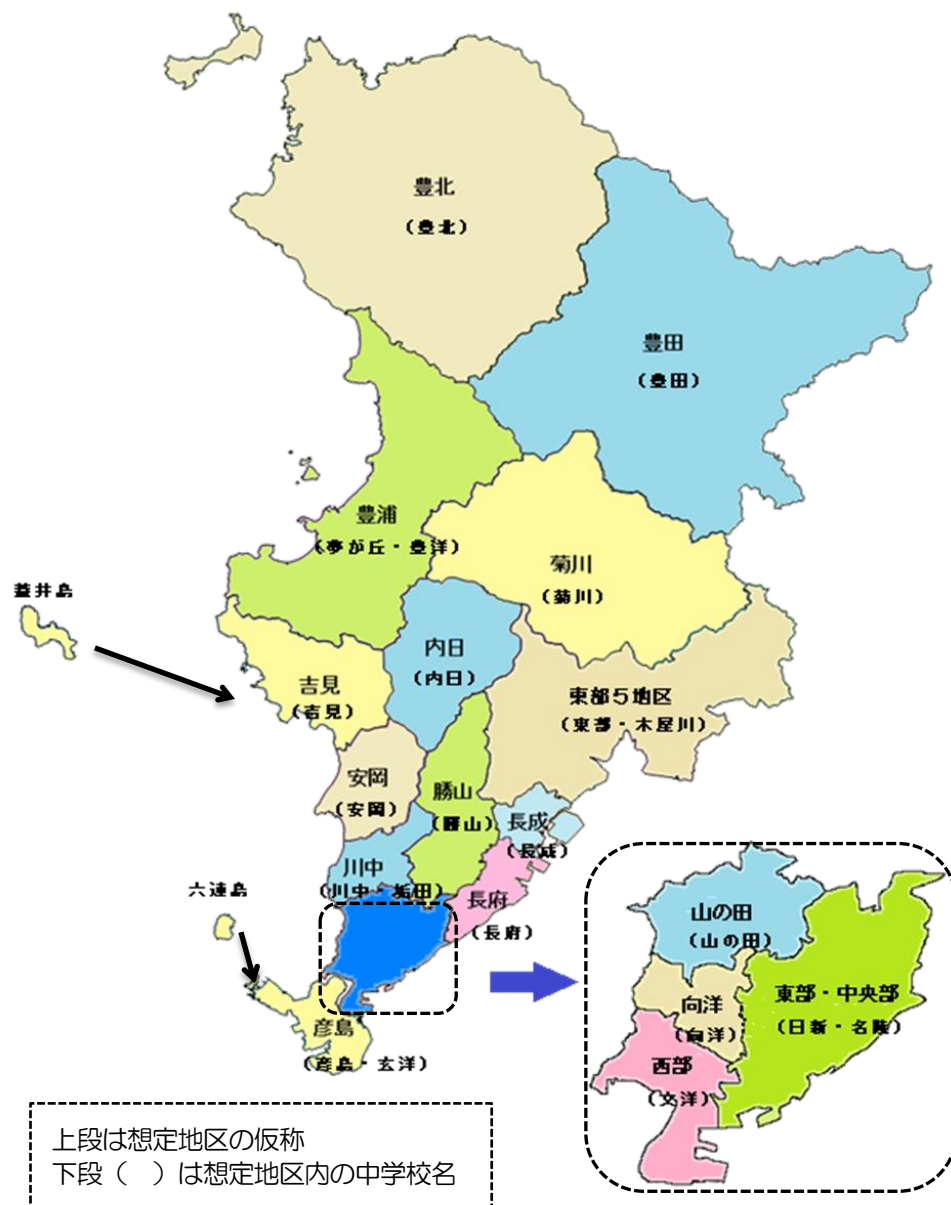
第3章 住民自治によるまちづくりの仕組み

1 まちづくり協議会の地区設定

まちづくり協議会の地区は、自治連合会のまとまりを基底とした概ね中学校区(22)を想定しています。しかし、まちづくり協議会は任意の組織であり、また、従来からの広域的なつながりもあるため、地区の皆さんと市と一緒に話し合い、活動しやすい地区を設定することができます。

まちづくり協議会の設立に向けた動きとして、想定される地区は下図のとおりです。

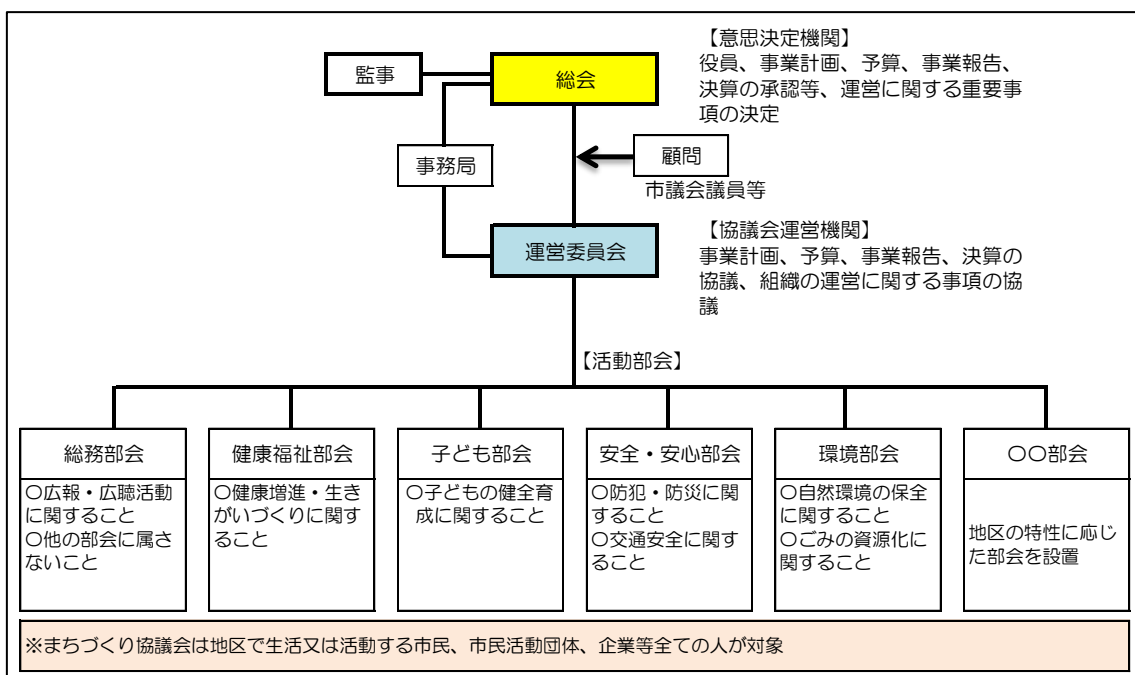
【まちづくり協議会の想定地区（参考）】



2 まちづくり協議会の組織

まちづくり協議会は、その地区で生活する市民等で組織する公共性の高い組織です。そのため、協議会の運営には、透明性を確保し、民主的に意思決定ができる仕組みが必要です。組織づくりにあたっては、地区の実情や地域特性を活かした組織体制としていくことが大切です。また、男女が共に参画・活躍できるよう配慮することも必要です。さらには、地区で取り組む活動に基づき、任意で部会を設置することや、市議会議員などを顧問とすることも考えられます。

【まちづくり協議会の組織体制（例）】



3 まちづくり協議会の役割等

まちづくり協議会は、地区のまちづくり計画に掲げる将来像の実現に向けて、地区住民や各種団体等とネットワーク化や相互補完を図りながら、効率的かつ効果的に課題解決や地域活性化に取り組んで行く役割があります。

今まで、個別の団体だけの活動では解決が困難であった課題も、各団体のネットワーク化を図ることで、幅広い意見の中から解決に向けた方法を見いだせるようになるほか、各団体が互いの活動を理解し協力し合う関係を築いていくことで、これまでの活動をより充実させる効果や、担い手不足等で活動が困難となった事業も継続できるようになります。

また、多様性を持つ本市の特性から、それぞれの地区が抱える課題も様々であり、これまで市が行ってきた画一的な行政サービスだけでは、時間やコストもかかる上、市民ニーズにも十分応えることができませんでした。

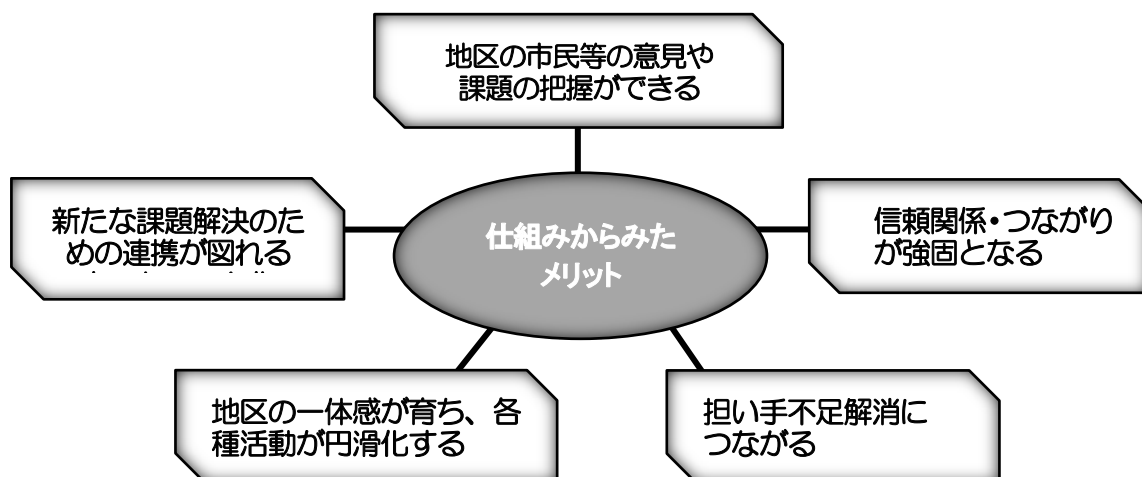
そこで、これまでの手法を見直し、市民が持つ柔軟な発想と迅速な行動力を活かした住民自治によるまちづくりとして、まちづくり協議会を中心に、地区全体で身近な地域課題の解決方法を考え、地区の実情に沿って解決していく仕組みに転換していく必要があります。

さらに、こうした仕組みの中で、まちづくり協議会と市が役割分担しながら、参加と協働によるまちづくりを行っていきます。

これまで、市が行っている事業や行政サービスなどを行うのではなく、まちづくり協議会の具体的な役割としては、次に掲げるものが考えられます。

- ・身近な地区の課題や資源、情報等を地区で共有するための広報に関すること。
- ・地域福祉や子育て、防犯・防災など地区の課題解決に向けた共助の取組に関すること。
- ・地域の活性化や地域交流を図るための取組に関すること。
- ・地域の特性である地域資源（人・もの）等を活かした取組に関すること。
- ・地区の市民等の意見や課題を把握し、まちづくり計画等に反映するための広聴に関すること。
- ・共助だけでは解決できない地区の課題の市との協働による取組に関すること。
- ・市が行う事業への協力、市からの提案等に対する意見集約に関すること。

まちづくり協議会設立のメリット



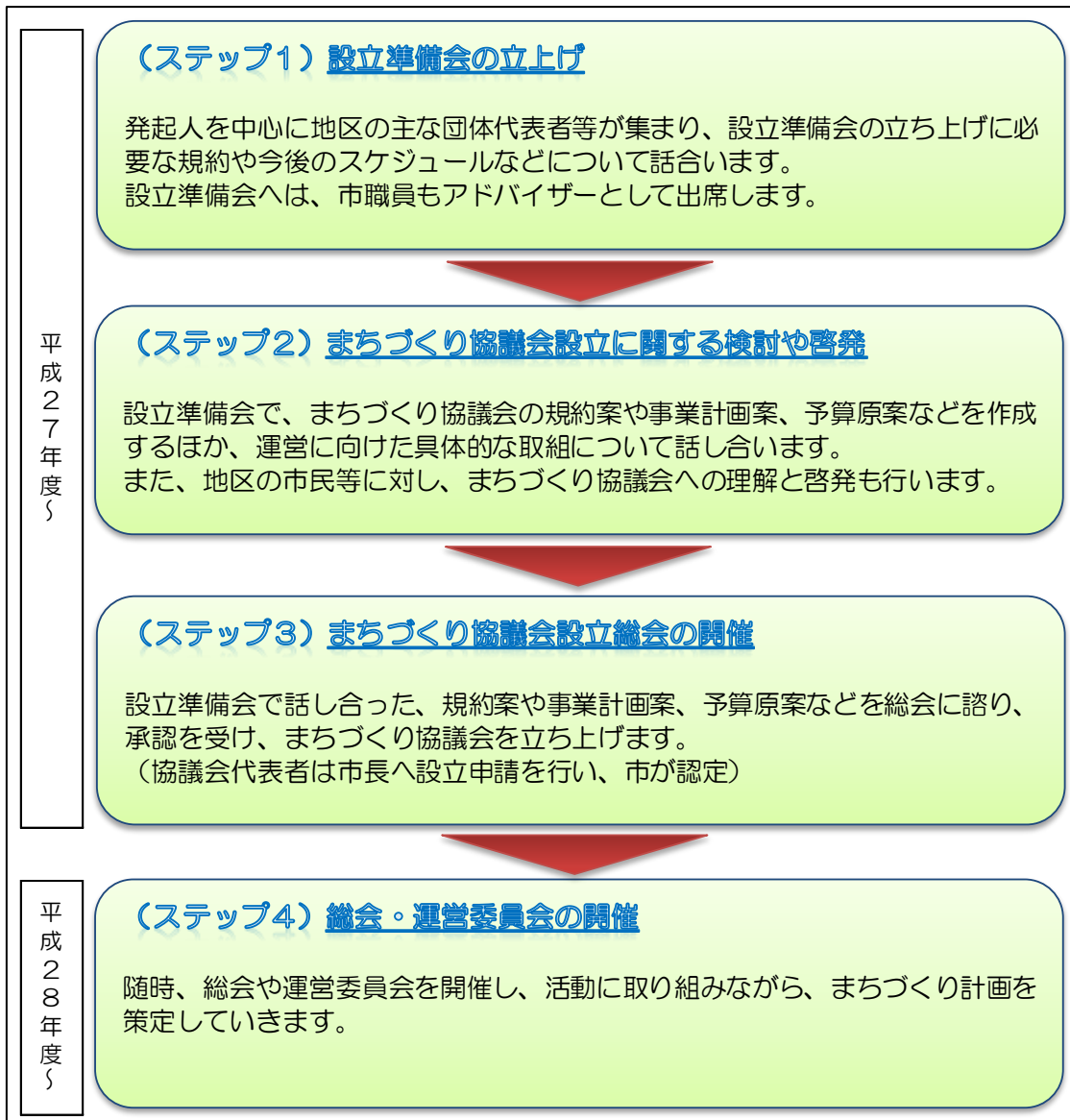
4 まちづくり協議会設立までの流れ

市内には、まちづくり協議会と同様な趣旨のもと、積極的に活動に取り組んでいる地区もあれば、そうではない地区もあります。また、地区の市民等による新たな組織づくりは、住民自治によるまちづくりを推進していく上で、とても大切なことですが、設立準備会からまちづくり協議会の設立まで、負担になることも考えられます。

そこで、市としても、設立準備会の立上げにあたり、住民自治によるまちづくりの仕組みについて、周知に努めていきます。

併せて、住民自治によるまちづくりを推進するため、地区の市民等と協働して取り組むとともに、まちづくり協議会設立に向けて支援していきます。

【まちづくり協議会設立の流れ（例）】



5 まちづくり活動のための自主財源確保

まちづくり協議会は、まちづくり計画に掲げる地区の将来像の実現に向け、自主的・主体的に課題の解決や地区の活性化に取り組んでいくために、市からの支援と合わせて、それぞれの地区に適した取組や企業との連携により、自主財源を確保していくことも大切です。

市としても、国や県の制度、他市での取組事例などの情報提供を行うとともに、税知識の普及啓発を図りながら、まちづくり協議会の自主財源確保に向けた取組を支援していきます。



第4章 計画の推進内容

1 まちづくり協議会設立の促進

(1) まちづくり協議会の必要性

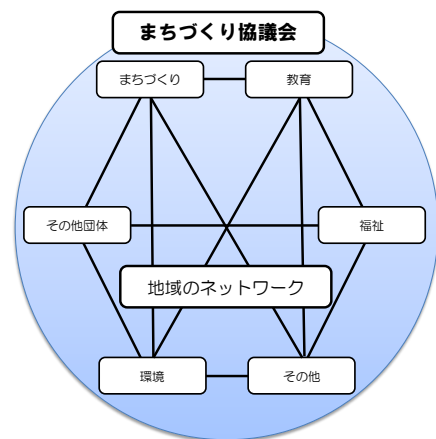
これまで、それぞれの地区においては、古くから自治会など身近な自治組織をはじめ、様々な団体の相互扶助による活動を通じ、地区に暮らす人たちの安全で安心な生活を支えてきました。

しかしながら、近年、核家族化や都市化、生活圏域の拡大化などによって、生活の場である地区への自治意識、帰属意識が希薄化し、結果として、地区におけるまちづくりに関わる人の数が減少しています。

このような中、高齢者福祉や子育て支援、防災・防犯など地区と密接に関わる分野での対応の必要性が高まっており、従来からある住民自治の仕組みだけでは、その地区で生じる様々な課題の解決が困難になっています。

そこで、従来からの地区でのまちづくりの範囲を広げ、その地区で生活する市民等が、様々なアイデアを持ち寄り話し合うことで、将来に向けて、安心して暮らせる方策や地区の活性化策、或いは、これまで個々の団体だけでは対応が困難であった課題等についても、解決することができる組織づくりが必要となっています。

本市においては、その組織の名称を「まちづくり協議会」とします。



(2) まちづくり協議会の設立・運営

まちづくり協議会は、それぞれの地区の市民等が自主的・主体的に設立する任意の組織です。本市としては、市民等と市が互いの役割と立場を尊重した参加と協働によるまちづくりを推進していくため、市内全域における「まちづくり協議会」の設立を促進していきます。

まちづくり協議会の設立にあたっては、その地区におけるまちづくりに関わる各団体等によって、設立準備会を立ち上げ、組織の運営、活動等に関わる事項について、協議を進めていく必要があります。

なお、まちづくり協議会の具体的な設立方法や運営の手順については、市がマニュアルを作成することとします。



2 まちづくり協議会への支援体制整備

(1) 地域サポート職員制度

まちづくり協議会を運営する上での様々な疑問や課題に対して、本市では、自主性や主体性を損なわない範囲で、まちづくり協議会を支援する地域サポート職員制度を職員数の適正化も踏まえながら創設します。

地域サポート職員は、地区と市とを結ぶパイプ役として、まちづくり協議会の運営に関わり、地区の政策形成に関わる助言や情報提供などを行っていくことを想定しています。

また、まちづくりに意欲や関心のある市職員を広く募り、ボランティアとして地区のまちづくり活動を支援していきます。



年次計画					
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
制度検討	随時配置				

(2) 活動拠点

まちづくり協議会が定期的に協議する場、活動する場として、また、地区の誰もが気軽に集え、地区の情報等も入手することができる活動拠点が必要と考えています。

その活動拠点は、地区の市民等に身近なものであることは当然のことながら、市の財政健全化や公共施設のあり方とも関係が深いことから、公民館や空き公共施設、民間の空き店舗等も含めて、幅広く検討していきます。



年次計画					
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
設置場所の検討					
	まちづくり協議会設立⇒検討、実施				

(3) 財政支援

① まちづくり協議会への設立支援

まちづくり協議会の設立に向けた取組に対し、一定期間、まちづくり協議会設立準備補助金を創設します。

年次計画					
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
検討・要綱制定	まちづくり協議会設立準備会からの申請⇒審査・交付				

② まちづくり協議会への運営支援

まちづくり協議会の安定した運営を目的に、会議の開催に係る経費等への財政支援として、まちづくり協議会運営補助金を創設します。

年次計画					
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
検討・要綱制定	まちづくり協議会からの申請⇒審査・交付				
	交付金化の検討・実施				

③ まちづくり協議会への活動支援

まちづくり協議会が地区の課題解決や地域活性化に取り組む活動に対し、まちづくり活動支援補助金を創設します。

また、将来的には、従来からの補助金の見直しも含め、地区の自由度を高めた一括交付金化を検討していきます。

年次計画					
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
検討・要綱制定	まちづくり協議会からの申請⇒審査・交付				
	交付金化の検討・実施				

(4) 人材育成

① 地区内の人材育成

住民自治によるまちづくりを推進する上で、地区のまちづくりに関わる人材の育成は欠かせません。市の関係部局や公立大学法人下関市立大学とも連携し、まちづくりを担う人材の育成に取り組み、その人材が積極的に地区のまちづくり活動に参加できるよう調整します。また、地区が自主的に人材育成に取り組めるよう、外部人材派遣制度等の創設も検討していきます。

年次計画					
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
下関未来大学（講座の検討・実施）					
	外部人材派遣制度等の検討・実施				

② 行政内の人材育成

住民自治によるまちづくりを地区と市が協働して取り組むためには、市職員の意識改革も必要です。全職員を対象にした住民自治によるまちづくりに関する研修会や、地域サポート職員を対象にした研修会を実施します。

年次計画					
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画的に職員を対象に研修会を実施（必要に応じて内容を見直し）					
	計画的に地域サポート職員を対象に研修会を実施（必要に応じて内容を見直し）				

(5) 情報共有・情報発信

地区の自主的なまちづくりを促進するため、市政の多様な情報を地区に対して分かりやすく提供するとともに、まちづくり協議会や地区のまちづくり活動に関する情報等も市のホームページ等を通じて発信していきます。

将来的には、それぞれのまちづくり協議会の専用ホームページを開設するなど、地区自らが地区内外に向けて情報発信できる仕組みも検討していきます。



年次計画					
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
仕組の検討	サポート職員等活用し、協議会へ情報を提供				
	市HP等でまちづくり協議会に関連する情報を発信				
		開設準備	まちづくり協議会でHP開設・運営		

第5章 計画の進行管理

1 計画推進の体制

計画は、中期的な展望にたって、住民自治によるまちづくりに関する施策を総合的に推進するためのものであり、市の施策や多様な団体等の取組が示されています。

このため、これらの施策を総合的に調整し、効果的に実施するため、庁内における組織及び推進体制を見直し、計画に基づく諸施策について調整等を行い、全庁的な体制で計画の推進を図っていきます。

また、住民自治によるまちづくりへの取組に対しては、市民と地区と行政とがそれぞれの役割を果たし、協働しながら一体的に計画の実現に向けた取組を推進していきます。

2 計画の進行状況の把握・確認

庁内組織において計画の進ちょく状況を管理するとともに、関係部局と連携を図りながら、計画の進行状況の把握・確認を行います。

また、まちづくり協議会の取組状況については、年次報告等を通じ把握・確認し、公表するとともに、広く市民の意見や提言を求めながら施策の適切な進行管理を行います。

3 施策・取組の評価

計画に示す各施策・取組について、外部評価、内部評価等適切な評価の仕組みづくり、基準づくりを進めます。その評価の結果を施策に反映させていきます。

【資料】

1 アンケート調査の概要

「住民自治によるまちづくり」を推進する上で、自治連合会等の地域でまちづくり活動を行っている団体の皆さんが地域活動についてどのような意識を持ち、どのような要望を持っているかを調査することは重要であるため、「住民自治によるまちづくり」の機運を高めることを目的に市内 22 か所で行った「まちづくり集会」の参加者を対象にアンケート調査を行いました。

実施期間：2013 年 9 月 15 日～10 月 20 日

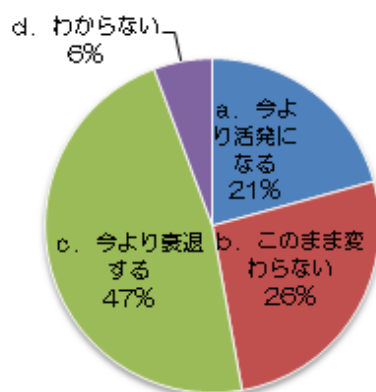
配布対象：まちづくり集会参加者（自治連合会、小・中 PTA、連合婦人会、商工会、老人クラブ、地区社会福祉協議会、民生児童委員協議会など）

サンプル数：316 人配布、内 300 人回収、回収率 94.9%

まちづくり集会の開催地区：市内 22 地区【本庁管内 4 地区、総合支所管内 4 地区、支所管内 12 地区、離島 2 地区（蓋井島、六連島）】

問1 今後、10 年間でお住まいの地域活動はどのようにになると予測されますか？ （1 つだけ選ぶ）

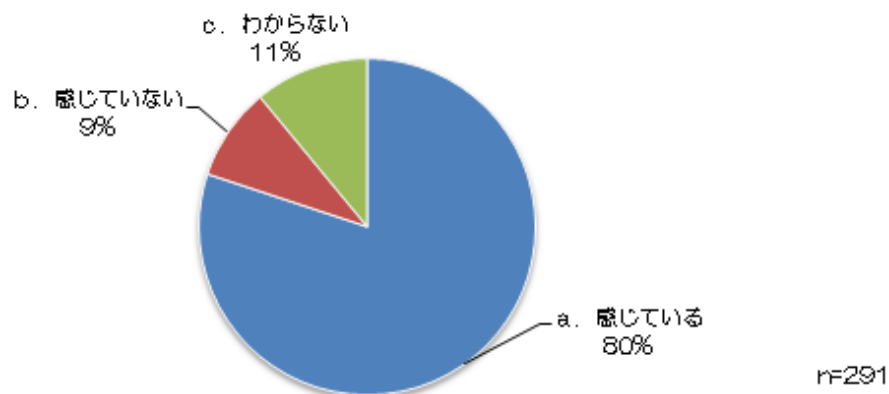
「今より衰退する」の 141 人（47%）が最も多く、次に「このまま変わらない」の 79 人（26%）、「今より活発になる」の 63 人（21%）の順になっています。10 年後を想像した場合、半数の人が「今より衰退する」と回答しており、将来の地域活動に不安を感じていることがうかがえます。



n=300

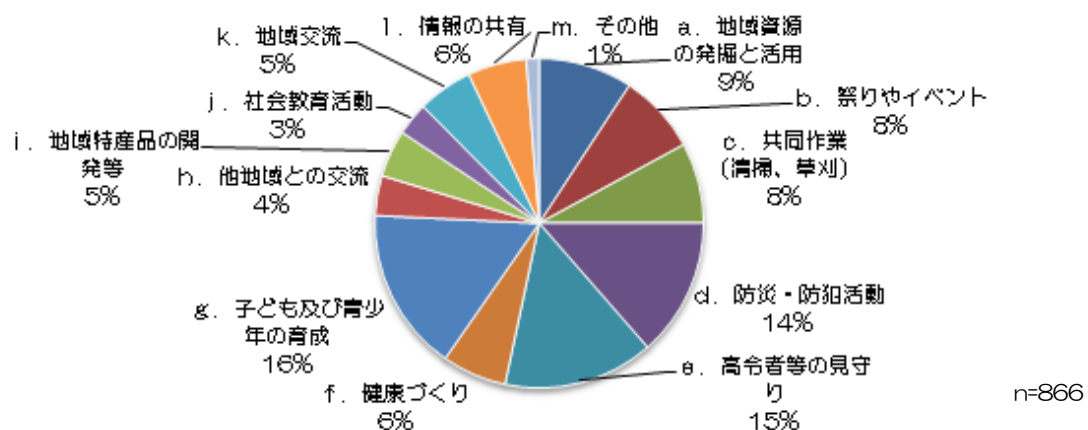
問2 今後、地域内にある各種団体（NPO、企業などを含む）が、連携することの必要性を感じておられますか？

連携の必要性を「感じている」と回答した割合が高く、233 人（80%）となっています。これまでも限られた団体同士では連携した取組もあったと思われますが、今後は多様な活動や交流の中から新しいネットワークが形成され、互いに刺激を受けることで、活動の幅の広がりや、新しい人材の発掘にもつながるなど、連携することでの効果は大きいと考えられます。



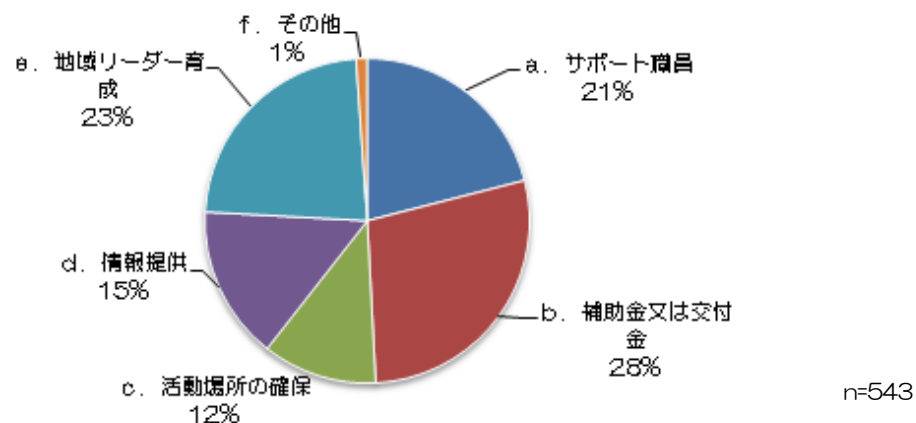
問3 今後、地域において重点的に取り組むべきと思う事は、どのようなものだと思いますか？（3つ選ぶ。）

地域における重点的な課題のうち、割合が高いのは「子ども及び青少年の育成」の 139 人（16%）、「高齢者等の見守り」の 128 人（15%）、「防災・防犯活動」の 118 人（14%）となっています。少子高齢化が進む中、将来の子ども達の健全な育成や超高齢社会を迎える中、独居老人や高齢者 2 人暮らしの見守りが重要な課題として挙げられ、「防災・防犯活動」と共に安全・安心なまちづくりが求められています。



問4 今後、地域活動を推進していくうえで、特に行政に対して何を求めますか？
(2つ選ぶ。)

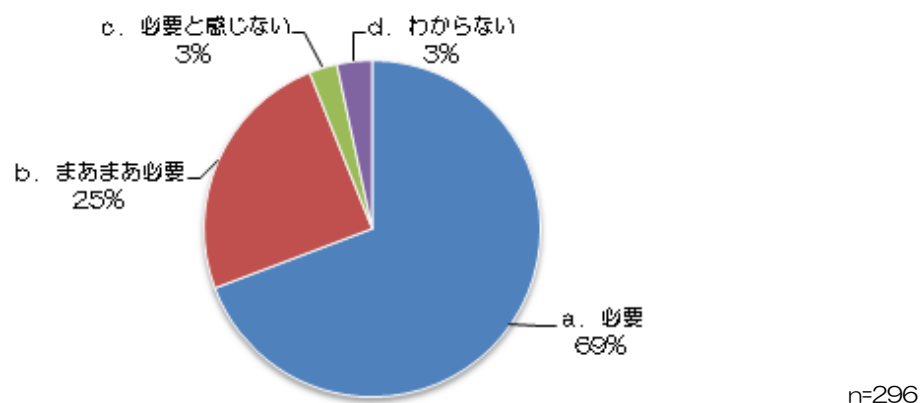
行政に求める事に関しては、「補助金又は交付金」が153人(28%)と最も多く、続いて、「地域リーダー育成」の125人(23%)、「サポート職員」の114人(21%)の順となっています。地域で活動しているまちづくり団体は慢性的に資金不足の問題を抱え、今後の地域活動には補助金等が無いと困難と考える人が多くなっています。また、現在の地域リーダーも高齢化が進んでおり、地域リーダーの育成も重要になっています。



問5 今後、下関市において「住民自治によるまちづくり」が必要と思われますか？

今後の下関市において、「住民自治によるまちづくり」が「必要」と思っている人は205人(69%)、「まあまあ必要」と思っている人は73人(25%)であり、「必要」と「まあまあ必要」を合わせると278人(94%)にも上ります。

今後、少子高齢化が進む中で、現在、まちづくり活動を行っている皆さんは、将来的に不安を感じ、何とかしなければならないと考えていることがわかります。



2 これまでの取組

年月日	項 目	内 容
平成 24 年 2 月 27 日	平成 23 年度第 1 回下関市地域内分権推進連絡会議の開催	1 地域内分権の推進について (1)これまでの経緯について (2)他市の取組について (3)今後の進め方について 2 その他
平成 24 年 6 月 16 日 ～9 月 2 日	タウンミーティングの開催 (市内 22 地区) 市民 325 名参加	1 市政・予算概要の解説 2 地域データに基づく解説及び地域内分権について 3 市民との対談 4 アンケート(地域課題)
平成 24 年 6 月 19 日 ～11 月 30 日	下関市地域内分権調査業務の実施(公立大学法人下関市立大学)	1 地域性を考慮したコミュニティによるまちづくりの現状と課題の調査・分析等 成果品:下関市地域内分権調査報告書 2 地域内分権シンポジウムの開催(平成 24 年 11 月 14 日、88 名参加)
平成 25 年 2 月 27 日	平成 24 年度第 1 回下関市地域内分権推進連絡会議の開催	1 下関市における地域内分権の推進方向(案)について 2 その他
平成 25 年 6 月 19 日	平成 25 年度第 1 回下関市地域内分権推進連絡会議幹事会の開催	
平成 25 年 8 月 19 日	平成 25 年度第 2 回下関市地域内分権推進連絡会議幹事会の開催	1 下関市における地域内分権の推進方向(案)の修正について 2 その他
平成 25 年 8 月 21 日	平成 25 年度第 1 回下関市地域内分権推進連絡会議の開催	
平成 25 年 9 月 4 日	第 3 回定例会で総務委員会へ報告	下関市における地域内分権の推進方向について (1)地域内分権推進スケジュール (2)まちづくり集会の開催について (3)まちづくり集会開催スケジュール
平成 25 年 9 月 19 日 ～10 月 20 日	平成 25 年度まちづくり集会の開催(市内 22 地区) 市民 316 名参加	1 基本的な推進方向について 2 地域の現状と将来を見据えた課題について (1)地域課題について (2)課題解決や活性化などについて (3)総括
平成 26 年 2 月 3 日	平成 25 年度第 3 回下関市地域内分権推進連絡会議幹事会の開催	1 まちづくり集会の総括について 2 今後のスケジュール等について
平成 26 年 2 月 5 日	平成 25 年度第 2 回下関市地域内分権推進連絡会議の開催	
平成 26 年 2 月 15 日	しものせき元気が出るまちづくりセミナーの開催 市民 153 名参加	第 1 部 高橋裕の熱血インタビュー 地域分権専任調整監に聞く 第 2 部 パネルディスカッション

年月日	項 目	内 容
平成 26 年 3 月 14 日	第 1 回定例会で総務委員会へ報告	住民自治によるまちづくりの推進について 1 住民自治によるまちづくりの概要 2 今までの経過と今後のスケジュール
平成 26 年 4 月 30 日	第 1 回下関市住民自治によるまちづくり懇談会の開催 (委員 12 名)	1 懇談会の運営方法 2 条例整備及び推進計画策定のスケジュール 3 推進方向概要説明 4 住民自治によるまちづくりの推進に関する条例の検討 5 住民自治によるまちづくり推進計画の検討
平成 26 年 5 月 1 日	平成 26 年度第 1 回下関市地域内分権推進連絡会議幹事会の開催	1 住民自治によるまちづくりの推進に関する条例の素案について 2 住民自治によるまちづくり推進計画骨格(案)について
平成 26 年 5 月 7 日	平成 26 年度第 1 回下関市地域内分権推進連絡会議の開催	
平成 26 年 5 月 16 日	平成 26 年度第 2 回下関市地域内分権推進連絡会議幹事会の開催	1 住民自治によるまちづくりの推進に関する条例の素案の修正案について 2 住民自治によるまちづくり推進計画の素案について 3 他市でのまちづくり組織の概要と活動事例
平成 26 年 5 月 21 日	平成 26 年度第 2 回下関市地域内分権推進連絡会議の開催	
平成 26 年 5 月 28 日	第 2 回下関市住民自治によるまちづくり懇談会の開催 (委員 12 名)	1 住民自治によるまちづくりの推進に関する条例の素案の修正案について 2 住民自治によるまちづくり推進計画の素案について 3 他市でのまちづくり組織の概要と活動事例
平成 26 年 6 月 8 日 ～10 月 30 日	下関未来大学 (下関市と公立大学法人下関市立大学が共同で開校)	人材育成 まちづくり・ひとづくり学科 (全 10 回)
平成 26 年 6 月 19 日	第 3 回下関市住民自治によるまちづくり懇談会の開催 (委員 13 名)	1 住民自治によるまちづくりの推進に関する条例(素案)について 2 住民自治によるまちづくり推進計画(素案)の修正案について
平成 26 年 6 月 23 日 ～7 月 22 日	条例に関するパブリックコメントの実施 (市内 17 か所)	「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」(素案)に対する意見を募集
平成 26 年 7 月 30 日	第 4 回下関市住民自治によるまちづくり懇談会の開催 (委員 15 名)	1 住民自治によるまちづくりの推進に関する条例(素案)について 2 住民自治によるまちづくり推進計画(素案)について

年月日	項 目	内 容
平成 26 年 8 月 18 日	平成 26 年度第 3 回下関市地域内分権推進連絡会議幹事会の開催	1 住民自治によるまちづくりの推進に関する条例(案)について 2 住民自治によるまちづくり推進計画(素案)について
平成 26 年 8 月 20 日	平成 26 年度第 3 回下関市地域内分権推進連絡会議の開催	3 住民自治によるまちづくりに関する市議会会派勉強会の報告について 4 「まちづくり集会の開催について
平成 26 年 8 月 22 日	平成 26 年 総務委員会へ報告	下関市住民自治によるまちづくり推進計画(素案)について
平成 26 年 8 月 23 日 ～10 月 18 日	平成 26 年度まちづくり集会の開催(市内 17 地区) 市民 332 名参加	1 市長講話(私が考えるあらたなまちづくり) 2 あらたなまちづくりに関する意見交換 3 下関市住民自治によるまちづくり推進計画(素案)及び全体スケジュールの説明 4 推進計画(素案)及びスケジュールに関する意見交換
平成 26 年 8 月 28 日 29 日	平成 26 年度住民自治によるまちづくりに関する職員研修(前期) (課長級以上の職員 107 名)	1 市長講話「私が考えるあらたなまちづくり」 2 「住民自治によるまちづくり」の仕組みについて 3 質疑応答・意見交換
平成 26 年 9 月	第 3 回定例会 総務委員会(9 月 9 日) 9 月 29 日制定	議案第 135 号 下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例
平成 26 年 10 月 16 日	平成 26 年度第 4 回下関市地域内分権推進連絡会議幹事会の開催	1 まちづくり集会の開催概要について 2 下関市住民自治によるまちづくり推進計画(素案)の修正案について
平成 26 年 10 月 24 日	平成 26 年度第 4 回下関市地域内分権推進連絡会議の開催	3 下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例施行規則(案)の概要について 4 まちづくり協議会の活動拠点について
平成 26 年 10 月 22 日	平成 26 年 総務委員会へ報告	1 まちづくり集会の概要報告 2 下関市住民自治によるまちづくり推進計画(素案)の修正について
平成 26 年 10 月 24 日 ～11 月 20 日	推進計画に関するパブリックコメントの実施 (市内 17 か所)	「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」(素案)に対する意見を募集
平成 26 年 12 月	第 4 回定例会 全員協議会へ報告 (12 月 16 日)	1 下関市住民自治によるまちづくり推進計画(素案)に対するパブリックコメントの実施結果について 2 下関市住民自治によるまちづくり推進計画(案)について 3 下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例施行規則について
平成 27 年 1 月	下関市住民自治によるまちづくり推進計画策定	

3 下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例

下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例

平成26年9月30日公布

(目的)

第1条 この条例は、住民自治によるまちづくりについて、基本理念を定め、市の役割を明らかにするとともに、まちづくり協議会の設立等及び市の支援に関し必要な事項を定めることにより、人と人とのつながりを大切にし、地域の力が発揮できるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民自治によるまちづくり 市民等が合意に基づき、地区における共通の課題の解決や地域活性化を目的として行う活動をいう。
- (2) 地区 市の区域を一定の条件で区切った規則で定める地区をいう。
- (3) まちづくり協議会 地区における住民自治によるまちづくりを推進するために、市民等が構成員となり自主的に形成する組織で第5条第3項の認定を受けたものをいう。
- (4) 市民等 地区における次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に居住する者
 - イ 市内で活動する市民活動団体等
 - ウ 市内で事業を営む者又は市内に存する事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校等に通う者
- (5) まちづくり計画 住民自治によるまちづくりを計画的に実施するためにまちづくり協議会が策定する方針及び中長期的な事業計画をいう。

(基本理念)

第3条 市民等は、地区内の市民等の意思に基づき、自主的かつ主体的に住民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。

2 まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と市は、互いの役割と立場を尊重し、協働して住民自治によるまちづくりを推進するものとする。

(市の役割)

第4条 市は、第1条の目的を達成するために、市民等の自主性及び主体性を尊重しつつ、住民自治によるまちづくりの推進に関し必要な施策を講じるものとする。

（協議会の設立）

第5条 市民等は、市長の認定を受けて、地区に1の協議会を設立することができる。

2 市民等は、前項の規定により協議会を設立しようとするときは、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、規則で定める基準に適合していると認めるときは、協議会の設立を認定するものとする。

（協議会の役割）

第6条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

（1）市民等が住民自治によるまちづくりをより円滑かつ効果的に行うことができるよう、それぞれの活動内容を理解し情報を共有するためのネットワークの構築を図ること。

（2）地区の身近な課題の解決又は地域活性化のための方策及びまちづくり計画を立案するとともに、規則で定める活動を行うこと。

（協議会の運営）

第7条 協議会は、市民等に関かれた運営を行い、意思決定については、民主的かつ効率的な方法により行うものとする。

（協議会の変更）

第8条 協議会は、第5条第2項の規定により申請書に記載した事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更について市長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

（協議会の認定の取り消し）

第9条 市長は、協議会の運営等が規則で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（市の支援）

第10条 市は、協議会が住民自治によるまちづくりを推進するため、必要があると認めるときは、予算の範囲内において財政上の支援その他の支援を行うものとする。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

4 下関市住民自治によるまちづくり懇談会設置要綱

下関市住民自治によるまちづくり懇談会設置要綱

(設置)

第1条 下関市の住民自治によるまちづくりを推進するため、まちづくりの主体である市民代表者からの意見聴取を行う場として、下関市住民自治によるまちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 懇談会は、次の各号に掲げる事項について意見聴取を行う。

- (1) 住民自治によるまちづくりの推進のための条例整備に関する事項
- (2) 住民自治によるまちづくりの推進のための計画策定に関する事項

(組織)

第3条 懇談会の委員は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 関係団体から選任する者
- (2) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(会長)

第5条 懇談会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、市長が指名するものとする。

3 会長は、会議の進行を行い、会議が円滑に進められるよう努めるものとする。

4 会長が欠席、又は事故があるときは、副会長がその職務を代理するものとする。

(会議)

第6条 懇談会は、市長が招集する。

2 懇談会は、選任委員の過半数以上が出席できるよう努める。

3 懇談会は原則公開とする。ただし、市長は内容に応じて非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総合政策部地域支援課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

5 下関市住民自治によるまちづくり懇談会委員名簿

(50 音順、敬称略)

委 員 名	所 属 団 体
岩本 玲子	下関市連合婦人会
緒方 聖雄	下関市商店街連合会
兼田 一郎	下関市社会福祉協議会
河合 鈴子	下関市女性団体連絡協議会
川武 輝紀	下関市スポーツ推進委員協議会
久保 武雄	下関市民生児童委員協議会
杉山 靖彦	下関市子ども会連合会
角 廣行	下関市文化連合会
○ 永尾 遜	下関市連合自治会
長沢 泰男	下関市PTA連合会
中島 弘	下関市快適環境づくり推進協議会
西本 純雄	下関市老人クラブ連合会
林 博幸	下関市消防団
水野智恵子	下関市保健推進協議会
◎ 森 邦恵	公立大学法人下関市立大学

◎ 会長 ○ 副会長

6 下関市住民自治によるまちづくり懇談会開催状況

(1) 開催の概要

回	開催日	内 容
第1回	平成26年4月30日	・会長、副会長の指名 ・懇談会の運営方法 ・条例整備及び推進計画策定のスケジュール ・推進方向概要説明 ・住民自治によるまちづくりの推進に関する条例の検討 ・住民自治によるまちづくり推進計画の検討
第2回	平成26年5月28日	・住民自治によるまちづくりの推進に関する条例の素案の修正案について ・住民自治によるまちづくり推進計画の素案について ・他市でのまちづくり組織の概要と活動事例
第3回	平成26年6月19日	・住民自治によるまちづくりの推進に関する条例（素案）について ・住民自治によるまちづくり推進計画（素案）の修正案について
第4回	平成26年7月30日	・住民自治によるまちづくりの推進に関する条例（素案）について ・住民自治によるまちづくり推進計画（素案）について

(2) 条例に関する主な意見

- ・ まちづくり協議会は、地区で生活する全ての人が対象になると認識しているが、全ての人が対象にならないような地区があった場合、認定団体としてどう扱うのか検討してほしい。
- ・ 条例第6条の中に「同一の地区において複数の協議会を設立することはできないものとする」とあるが、最低、中学校区単位以上で地区割をするという認識をしている。

(3) 推進計画に関する主な意見

◎ 市の総合計画との整合性に関するもの

- ・ 市全体の総合計画があり、各論としての住民自治によるまちづくりになると思うが、推進計画と総合計画の整合性及び共同歩調が必要である。

◎ 組織化に関するもの

- ・ 条例の定義では企業（事業所）も含まれているが、推進計画の中にも企業の役割を記述すべきである。
- ・ 現在、地域では様々な団体が活動を行っており、自治連合会の中にもネットワーク化された組織がある。今後、既存の組織を廃止するのではなく、場合によっては発展的に解消して、新しい組織を設立するイメージと考えられる。
- ・ コミュニティ・スクールの関係について、現在、小中学校単位で推進しているが、将来的には、中学校単位での運営になってくると思うため、中学校区での協議会単位は適切と考えられる。
- ・ 1地区にまちづくり会議はひとつということなので、既に類似の団体があった場合は、地区内で話し合い、名称や組織の統合等を決めていく必要がある。また、市も既存の組織と新たな組織の整合性について良く検討すべきである。
- ・ 新たにできるまちづくり協議会のリーダーを決める際、各団体の協力体制が図れるよう配慮すべきである。また、情報共有を図るには、市全体の連絡協議会のようなものも検討が必要である。

◎ 活動資金に関するもの

- ・ 推進計画そのものは、下関市が主語になっているが、「まちづくり活動のための自主財源確保」の部分は、協議会と市のどちらが主体かわかりづらいので、表現を工夫すべきである。
- ・ まちづくり協議会は任意団体であるが、税務署は法人としてみるかもしれない。活動すればするほど予算も大きくなり、自主財源も必要になってくる。設立後に問題が生じないように税務署と協議してほしい。

◎ 財政支援に関するもの

- ・ 現在、まちづくり団体等に各種補助金が交付されているが、それらをまとめて交付しようとしているのか。推進計画を策定するにあたって、中長期的に財源を確保しながら進めていくという考えがあると思うが、しっかりと補助金を交付してほしい。

◎ 地域サポート職員等に関するもの

- ・ 地域サポート職員はそれぞれの地区に張り付いて、ある程度汗をかいて、地区の事情に応じて協議会が成立するようにサポートしてほしい。
- ・ 将来の人口減少も含めて、市からまちづくりの提案があることは地域にとってもチャンスである。しかし、市職員が地域のことをよく知らないので、地域の実情をしっかりと勉強して対応してもらいたい。
- ・ 地域と市が協働で新たな組織づくりをするにあたって、市が本気度を示すべきである。

◎ 啓発に関するもの

- ・ 住民自治によるまちづくりの取組について、市民に対する周知が必要である。まちづくり集会だけでなく、市報や全戸配布のチラシなどを活用すべきである。



下関市住民自治によるまちづくり懇談会の様子

7 まちづくり集会の開催状況

(1) 開催の概要

住民自治によるまちづくりを推進するため、その基本となる下関市住民自治によるまちづくり推進計画の策定等に関し、広く地区住民の意見を聴取する場として、平成26年度に市内17か所の地区において「まちづくり集会」を開催しました。併せて、それぞれの地区における住民等のまちづくり活動に対する機運の醸成を図りました。

開催日	開催時間	対象地区	開催場所
8月23日(土)	10:00~12:00	菊川	菊川総合支所
8月30日(土)	10:00~12:00	安岡	安岡公民館
	14:00~16:00	吉見	吉見公民館
8月31日(日)	10:00~12:00	川中、垢田	川中公民館
	14:00~16:00	東部、木屋川	小月公民館
9月 6日(土)	13:00~15:00	長府	長府公民館
	15:30~17:30	長成	長府公民館
9月 7日(日)	15:30~17:30	向洋	北部公民館
9月20日(土)	10:00~12:00	山の田	北部公民館
	14:00~16:00	日新、名陵	勤労福祉会館
9月21日(日)	16:00~18:00	彦島、玄洋	彦島公民館
9月23日(火)	16:00~18:00	文洋	西部公民館
9月27日(土)	10:00~12:00	夢が丘、豊洋	川棚温泉交流センター
	14:00~16:00	豊北	太陽館
9月28日(日)	10:00~12:00	勝山	勝山公民館
	14:00~16:00	内日	内日公民館
10月18日(土)	14:00~16:00	豊田	豊田生涯学習センター

(2) あらたなまちづくりに関する意見交換の主な意見

- ・ 中学校区の中には、大・小の集落が点在し、それぞれが自治会活動を行っているが、これらを1つの地区としてまちづくり協議会が設立されると、小規模な集落の意見が地区のまちづくりに反映されづらくなるので、検討が必要である。

- 昔と比べて地区の子どもの数が減っているなので、いずれは中学校の統合も考えられるが、中学校が統合された場合、中学校区単位で設立するまちづくり協議会も統合すべきか今後の検討課題である。
- あらたなまちづくりでは、団体役員ばかりでなく、幅広い世代の方や行政、企業、大学などにも参加してもらいたいのので、行政からも働きかけをして欲しい。
- 住民自治によるまちづくりは、これから絶対に必要なものであるが、多くの単位自治会では、少子高齢化や財政難、自治会活動への理解者の減少によって、自治会長の後継者もいない状況であり、人材育成の取組が重要である。
- まちづくり協議会の設立によって、似た活動している自治会や自治連合会は解散するのか、それとも協議会の下部組織となるのか、既存組織との関係を整理すべきである。
- この地区には、昔から、まちづくり協議会と同じような役割を持つまちづくり組織があり、皆が協力して活動しているので、この組織の規約などを一部見直すことで、まちづくり協議会の組織を検討したい。
- まちづくり協議会の会議や活動を行うためには、必ずお金が必要になるが、その財源を市に負担してもらいたい。
- 自治会では、独自の活動として、災害図上訓練を実施しているが、まちづくり協議会を設立すれば、こうした活動も助成金の対象としてほしい。
- まちづくり協議会には、市が人も予算もつけると言われたが、地域サポート職員の役割を明確にしてほしい。
- 市から自治会に管理をお願いされた災害用ベンダーや委託事業が課税対象とされ、自治会は大きな負担を強いられたが、まちづくり協議会が行う自主財源確保のための活動では、我々も税について勉強するが、市もしっかりと対応していただきたい。
- 推進計画に書かれてある事はどれも大切な事だが、計画の実効性は組織の上に立つ人的確な指示が必要となるので、市長をはじめとする行政の幹部には、そのことを念頭に置いて進めていただきたい。
- 地域住民の意識をどのように変えていくかということと、まちづくりをしようという意識作りが大事である。
- 地域の人や団体の横の連携が必要だと思っていたので、市がこういった仕組みを作ってくれるのはありがたいし、是非、参加していきたい。

(3) 推進計画（素案）及びスケジュールに関する意見交換の主な意見

◎ 地区設定に関するもの

- まちづくり協議会は中学校区が基本であるが、古くから2つの中学校区の範囲で活動してきたので、そのつながりを敢えて崩す必要もなく、推進計画に示す地区の範囲で良いと思う。
- 地区には複数の自治連合会があるが、これらを1つの組織とし、その中に小さな組織を作っていけば、それぞれが抱える課題の解決にも繋がるかもしれないので、まずは、市から提案された地区の範囲で、皆で話し合っていくべきである。
- これまで大きな範囲でまちづくりを行ったことがないので、不安もあるが、従来の範囲を支部として、それぞれの課題をまちづくり協議会の中で話し合えば、中学校区の範囲でも十分機能する組織ができると思う。

◎ 組織に関するもの

- 自治会長は複数の役職を兼ねているため、色々な会議に出席するが、それぞれが縦割りで動いているので、同じような内容の会議も多く、負担が大きいので、まちづくり協議会の中で似た団体は集約すべきである。
- まちづくり協議会の組織と既存団体との関係が、推進計画（素案）の組織体制（例）だけでは分かりづらいので、市が作成するマニュアルの中で、地区の実情や他市の例も盛り込んだ具体例を示すべきである。
- 推進計画（素案）の組織体制（例）を見ると、市が決めた部会しか設置できないように見えるが、地区の実情に合せた部会を自由に設置できるのであれば、そのように図を修正すべきである。
- 地区には、まちづくり協議会と同じような役割を持つ組織があるので、その組織を母体として、まちづくり協議会を設立していきたい。

◎ 協議会の役割に関するもの

- 地域活動への参加者が減少する中で、まちづくり協議会の活動が増えれば、既存団体への負担も大きくなるので、先行する自治体がどのように効率的な運営がなされているかを調査し、地域に情報提供して欲しい。

- まちづくり協議会と市が役割分担するとあるが、まちづくり協議会が担うべき役割の範囲が明確でなく、市の仕事を協議会に任せられるようにも感じられることから、推進計画（素案）の中で、その事を明確にすべきである。
- 最初から、まちづくり協議会の役割の全てを行うことは難しいので、できることから活動し、徐々にその役割を拡大していきたい。
- 地区の住民同士の交流機会が少ないので、まちづくり協議会の中でスポーツ大会等開催し、住民同士の交流機会を増やしていきたいと思う。

◎ 協議会の設立に関するもの

- まちづくり集会の参加メンバーが、設立準備会の立上げメンバーになるのか、何をきっかけとして地区での話し合いが始まるのか分からないので、市の考え方をもう少し推進計画（素案）の中に盛り込むべき。
- まちづくり協議会を設立するには、住民の機運醸成が必要だと思うので、地区が要請すれば市は説明会を開くようにすべき。
- 推進計画（素案）では、まちづくり協議会の設立を平成28年度までとしているが、地区の判断で、協議会を設立するかどうか、また、設立する時期などを決められるようにしてほしい。

◎ 自主財源確保に関するもの

- 地区で自主財源を確保するとなると、会費や寄付金、収益事業などが考えられるが、収益事業を地区で行った場合、課税の問題が必ず出てくるので、市は過去の反省を生かし、具体的な対応策も検討すべきである。
- 地区によっては小規模で企業も少ないため、自主財源の確保が必須となれば事業実施も難しいので、まちづくり協議会への補助金は必要経費に全額充当可とすべきである。
- 地区のまちづくり組織は、世帯や企業からの協賛金で活動しているので、まちづくり協議会の設立による負担増が懸念され、仮に会費を集めるのであれば、市内一律の基準を市から示してほしい。

◎ 地域サポート職員に関するもの

- 地区の会議の多くが夜間や休日に行われるため、地域サポート職員には、勤務時間外であっても地区の要請で会議に参加してもらいたい。
- 自分たちの地区の事で、まずは自分たちができる事から始めたいと思うが、市職員にも積極的に地域をサポートして欲しい。
- まちづくり協議会は、今後の地区のまちづくりを考える場だと思うが、どういったら地区が元気になるかを、地域住民だけでなく行政も一緒になって考えて欲しい。
- 市職員は、仕事が終わって地域に帰れば、地域活動に参加するという市の方針を立てられないか。
- 地域の人だけでまちづくり協議会を設立するのは、とても大きなエネルギーが必要であり、市職員のサポートなしでは設立が難しい。
- 地域サポート職員の配置については、地元出身者を考慮し、併せて、十分な教育をしてもらわないと、まちづくり協議会の運営や活動が進まない。

◎ 活動拠点に関するもの

- 地区の活動拠点として空き家の活用も可能だとは思いますが、地区住民が集まりやすく、市職員との連絡もとやすい場所となると、公民館に併設された市の施設があるので、この場所を活動拠点として活用できないか、市役所内で検討して欲しい。
- 地区の会議の場所として、学校の空き教室が利用できれば、地区住民も集まりやすく、コミュニティ・スクールが始まってからは、教育委員会も地域活動への理解が高まってきたように感じる。
- 地区の範囲が広いので、多くの人が集まる場所が必要であるが、市は活動拠点をどのように具体化していくのか示して欲しい。

◎ 財政支援に関するもの

- まちづくり協議会への設立支援、運営支援、活動支援の補助金は、推進計画（素案）だけでは具体的な内容が分からない。できるだけ早い時期に詳細を示して欲しい。

- 一定の額の補助金をまちづくり協議会に委ねるのであれば、協議会は、その地区住民への責任も発生するため、使途の透明性の確保について市は検討すべきであり、統一的な会計システムの導入も検討すべきである。
- 市が行う会議は、ほとんどボランティアで参加しているが、まちづくり協議会の役員も無償ボランティアなのか、また、具体的なイメージが湧いてこない。その辺りを行政はどう考えているのか、市の考えを早い段階で示すべきである。
- かつて市の指導で作ったまちづくり組織が、市の補助金カットで活動できなくなり、解散したことがある。この度のまちづくり協議会は、これと同じような事にならないよう願う。

◎ 人材育成・確保に関するもの

- 若者は自治会活動に関心があっても、年配者が多く参加しづらい雰囲気もあるが、若者が参加しやすく住みよいまちを目指すためには、若者の意見を取り入れる機会を設けるべき。
- 市が行う人材育成の受講者は、地域活動に関心を持つ者が多いと思われるため、受講者登録などの仕組みを作り、まちづくり協議会との接点を設けるべき。
- まちづくり協議会を継続していくには、高齢化している団体役員の長ばかりでなく、若者や女性、企業など幅広く人材を確保しなければならない。
- 実際に団体活動に参加した経験がなければ、まちづくりに対する理解も得られないため、人材育成はとても大事である。

◎ その他意見

- コミュニティ・スクールに参加し、子どもの教育は学校だけに任せるのではなく、地域住民も一緒に考えるべきだと感じるようになった。地域でも住民同士の横の繋がりの中で、色々な事を考えるようになったとき、まちづくりが人づくりになると思うし、もうそういう時期に来ていると思う。
- 地域コミュニティは、それぞれの組織を上手く運営してパワーを出そうとするものであるが、新たなまちづくりは、まさにその方向性だと思う。一緒に取り組みたいので、市も地域が取り組みやすい方法を教えてもらいたい。



まちづくり集会での市長講話の様子

8 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施の概要

下関市住民自治によるまちづくり推進計画を策定するに当たり、市民から意見を求めるため、策定の過程で計画の素案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

募集期間	平成26年10月24日 ～ 11月20日
閲覧場所等	下関市役所、各支所、各総合支所、市ホームページ
応募状況	2人 10件

(2) 意見の要旨とこれに対する市の考え方

第1章

【意見の要旨】

「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」は、「下関市における地域内分権の推進方向（平成25年8月策定）」に掲げる「住民自治によるまちづくり」を推進するために策定するとあるが、計画と推進方向の中には、「地方分権」、「地域内分権」、「地域分権」と3つの用語が用いられており、その定義や使い方が明確でないように思われる。

【市の考え方】

地方分権と地域内分権は、下関市総合計画後期基本計画（2011 年度～2014 年度）で用いられている用語であり、前者は国の権限や財源を地方自治体に移すこと、後者は地域のことはできるだけ地域で考え、特色ある元気なまちづくりを進めるための仕組みとしています。

また、地域分権は、平成 22 年度から市が地域内分権の一つとして取り組んできた行政内分権と、これから推進する「住民自治によるまちづくり」との違いを市民の方にご理解いただくために用いた用語です。

このうち、行政内分権と地域分権は、近年、地方自治体がまちづくりを進める上で用いられるようになった用語ですが、地方自治体によってその定義や使い方は必ずしも同じでないため、「下関市における地域内分権の推進方向」の中では、前者を広域化した行政において、本庁権限の一部を住民により近い行政機関へ移し、地域の実情を反映した行政サービスの提供を目指すもの、後者を一定区域内で生活する地域住民がまちづくり組織をつくり、行政と協働しながら地域課題の解決や地域活性化に主体的に取り組む仕組みとしています。

今後、市も住民自治によるまちづくりを推進していくために、市民にもわかりやすい情報提供に努めて参ります。

【意見の要旨】

「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」の本文中で用いられている「住民自治」は、「地方自治の本旨／趣旨」の二大要素の一つとして「住民自治」と用語の意味や用い方が異なると思われるため、その定義を明確にすべき。

【市の考え方】

本市では、「下関市における地域内分権の推進方向」の中において、住民自治を狭義の意味で自ら居住する地域社会のあり方をその住民の意思に基づいて決定し、住民の暮らしや安全を互いの支え合いによって維持向上していく取組としています。

また、推進方向を踏まえて策定する「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」では、「住民自治」という用語は、法律用語では無く「住民自治によるまちづくり」という一つの単語として用いており、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例の中で「市民等が合意に基づき、地区における共通の課題の解決や地域活性化を目的として行う活動をいう。」と定義付けしているところです。

第2章**【意見の要旨】**

「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」の本文中で用いられている「補完性の原理」について、定義や用い方を明確にすべき。

【市の考え方】

「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」の中で用いられている「補完性の原理」は、「下関市における地域内分権の推進方向」で「補完性の原理に基づいた自助・共助・公助の考え」として既に用いている用語であり、「政策決定は、それにより影響を受ける市民、コミュニティにより近いレベルで行われるべきだ」という原則であり、問題はより身近なところで解決されなければならないとする考え方」としています。また、自助・共助・公助とは、個人でできることは個人で解決する（自助）、個人で解決できないときは、地域等がサポートする（共助）、どうしても解決できない問題について、はじめて行政が問題解決に乗り出す（公助）としています。

第3章

【意見の要旨】

「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」の中で示す「まちづくり協議会の組織体制（例）」と、現在、当地区で検討しているまちづくりのための組織は、同じような活動をするとしても、その目的や趣がやや異なるように思える。

一般的にまちづくりの目指すところは、市民の暮らしの豊かさ、充実感、生きがいの追及にあると思う。

民間企業・地場産業による商品・サービスの企画開発、提供及び労働がなければ、生活価値の創造、暮らしの豊かさは実現しないし、文化活動やボランティアの参加がなくては、生きがいも見いだせないと考えている。

この推進計画の中には、こうしたアプローチが欠けていると思う。

【市の考え方】

「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」に示す「まちづくり協議会の組織体制（例）」は、市民の方が「まちづくり協議会」を設立する際の参考となるよう例を示すもので、組織づくりにあたっては、地区の実情や地域特性を活かした組織体制にしていきたいと考えています。

また、市としまでも、市民の暮らしの豊かさ、充実感、生きがいが見いだせるよう、文化活動やボランティア活動に参加しやすいまちづくりに取り組んで参りたいと考えています。

【意見の要旨】

自治会活動の活性化について、現在、地域コミュニティ機能が低下し、その結果、隣人との関係も希薄になっている。子ども会があった頃は、子どもを通じて多少なりとも学校や地域とのつながりがあった。

住民自治によるまちづくりを進めるためには、大きな組織を作る前に、まずは自治会の組単位から住民どうしのコミュニケーションを広げる事が大切だと思う。具体的には、あいさつや声かけなど、小さな取り組みから始め、まちづくりの機運を高めることが大事である。

【市の考え方】

住民自治によるまちづくりへの取組は、現在、策定中の第2次下関市総合計画に基づき、まちづくりの将来像「人のつながりを大切にし、地域の力が活きるまち」の実現を目指して、地域の個性を活かした市民主体のまちづくりの仕組みを構築しようとするものです。

この取組は、自治連合会のまとまりを基本とし、概ね中学校区ごとに、そこで生活する人たちがまちづくり協議会を設立し、地区のネットワークや相互補完を図りながら、住みよいまちづくりに向けた活動に取り組むものです。

広域で多様な地域特性を持つ本市では、地区によって抱える課題や理想とする将来像、コミュニティの形態も異なるため、地区の皆さん同士で良く話し合い、まずはできることから取り組んでいただき、徐々に取組が広がることを期待しています。

【意見の要旨】

まちづくり協議会の役員について、市民活動とは、志縁・知縁の人達が協働で地域課題の解決に取り組むことで、やりがいや生きがいを感じ、活動が成り立つものであって、関係団体からの選任者や学識経験者だけの懇談会の委員のあり方には、市の審議会委員の不活発さを感じる。公募委員が多いほど活性化すると思うので、公募が必要と考える。

【市の考え方】

まちづくり協議会の構成員は、地区で生活する又は活動する市民、市民活動団体、企業等全ての人が対象となります。

市としましても、まちづくり協議会には、既存の市民活動団体だけでなく、公募など、老若男女を問わず多様な主体が参加し、意見を反映できる仕組みが必要と考えています。

第4章**【意見の要旨】**

地域サポート職員制度については、とても良い方法であり、市職員がコーディネーター役となって活動する事が大事である。組織はコーディネーターで決まる。

【市の考え方】

地域サポート職員は、地区と市とを結ぶパイプ役として、地区の政策形成に関わる助言や情報提供などを行うこととしています。

また、地区のまちづくりに意欲と関心のある市職員を広く募り、ボランティアとして地区のまちづくり活動を支援していきます。

【意見の要旨】

財政支援については、市民活動で自主財源を生み出すのはなかなか難しいのが現状であり、財源確保が一番の悩みである。

財政支援が無くなると消滅する組織が多いように思う。

【市の考え方】

市では、地区の皆さんがまちづくり協議会を設立した後も、運営や活動を安心して行っただけのように、条例を根拠とした財政的支援を行って参ります。

より多くの皆さんがまちづくり協議会の運営や活動に参加していただけることを期待しているところです。

【意見の要旨】

人材育成については、その地域が成熟するまでは、外部人材の派遣が必要だと思う。

【市の考え方】

人材育成は、住民自治によるまちづくりを推進する上で、とても重要な取組の一つだと考えており、まちづくり協議会の人材育成への取組に対して、各分野での専門家を派遣する仕組みを構築することとしています。

第5章**【意見の要旨】**

市民活動の一番大きな壁は、男女共同参画社会の構築が進んでいないという事である。住民一人ひとりが自立し、男女の差別の無い人権を尊重する社会をつくり、これを共通基盤にしないと問題は解決しない。

市の仕事として、エンパワーメントの仕事を市民にすることが大切である。コツコツと学習をする人を増やしていくこと、男女共同参画プランから男女共同参画条例を制定すべき。

【市の考え方】

女性が持つ行動力やコミュニケーション能力は、地域のまちづくりにとても重要だと考えており、今後、関係部局の連携を図りながら、男女共同参画社会の実現を目指すとともに、男女が共に参画・活躍できる参加と協働によるまちづくりの推進に努めて参ります。

《下関市住民自治によるまちづくり推進計画》

平成 27 年 1 月

下関市 総合政策部 地域支援課

〒750-8521 山口県下関市南部町 1 番 1 号

TEL. 083-231-1261 FAX. 083-231-1405

<http://www.city.shimonoseki.lg.jp>

E-mail: sschiiki@city.shimonoseki.yamaguchi.jp
